

## 子ども・子育て会議の所掌事項及び開催予定について

### 1 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法に基づく所掌事務は次のとおりです。

#### (1) 子ども・子育て支援法第 77 条に掲げる事務

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園，幼稚園，保育所）の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- イ 特定地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- ウ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

#### (2) 認定こども園法（※）第 25 条に掲げる事務

- ア 幼保連携型認定こども園の設置等に関する調査審議に関すること。

※ 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律

平成 27 年度以降の子ども・子育て会議における審議は、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価等が主となります。

なお，子ども・子育て会議は，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定や幼保連携型認定こども園の設置等に関する調査審議等も所掌事務としてしますので，審議事項に該当する案件が生じた場合は，支援事業計画の点検・評価等とは別に子ども・子育て会議（部会を含む）を開催することも想定されます。

### 2 今後の開催予定等について

子ども・子育て会議委員の任期は，委嘱の日から 2 年間（平成 25 年 11 月 8 日～平成 27 年 11 月 7 日）となり，委員改選を行います。

次回の子ども・子育て会議は，委員改選後の平成 27 年 11 月以降に開催する予定です。